

川棚民報

2023年7・8月号外 定例川棚町議会の報告を紹介します
発行 日本共産党川棚支部 電話 090-9790-5564



日本共産党川棚町議会議員

辻きよと 町議会報告

日本共産党の辻きよと町議は6月定例議会で、選挙中に掲げた石木ダム問題、子育て応援、高齢者支援について一般質問をしました。

石木ダム建設

町長は地権者と県が話し合う場の設定を

石木ダム建設問題を質問した辻きよと議員。冒頭に田植え前にして水路や水田に土砂を大量に搬入した県の横暴を

きびしく批判し、「これは事実上の行政代執行ではないか」「県がすることだから町は関係ないでは済まされないと問題だ」と質問。

町長に「地権者への謝罪と原状復帰を県に求めよ」と迫りました。しかし町長は「土地収用法で収用された土地であり、謝罪や原状復帰を求める立場はない」と答弁。

に耐えきれると言われた。治水の為に作るという石木ダム建設の根拠は無くなったのではないかと答えた。

辻議員は、町長が住民と正

町長・石木ダムが建設されることによって、おおむね100年程度の大雨には対応できると言うふうに向っている。

さらに、1972年に当時の町長と川原・岩屋・木場の総代と交わした「覚書」について、「町長は覚書についてどう考えるのか」と質問。町長は、「覚書は、ダム建設が技術的に実施可能かどうかを調査研究するためのもので昭和49年度に調査が終わり、結果を地元三郷に回答している。現在は、覚書の効力はないものと引継ぎを受けている」と答えました。

式に交わした約束を一方的に破るようなことは許されないし、行政に対しての信頼を壊してしまおうと述べ、「覚書」を順守することを求めました。

*「覚書」の第1条

長崎県が調査の結果建設の必要が生じた時には、改めて地元住民と協議の上、書面による同意を受けた後、着手するものとする。

長崎県が覚書の精神に反し、独断専行或いは強制執行等の行為に出た場合は、町は総力を挙げて反対し、作業を中止する行動をとる事を約束する。



水田と水路に土砂を搬入

町長に「地権者への謝罪と原状復帰を県に求めよ」と迫りました。しかし町長は「土地収用法で収用された土地であり、謝罪や原状復帰を求める立場はない」と答弁。

町長は「土地収用法で収用された土地であり、謝罪や原状復帰を求める立場はない」と答弁。

再び学校給食費の無償化を

町長、段階的に進めている

2022年度までに学校給食費の無償化に踏み切った地方自治体は全国で254。町長の公約には「小学校中学校の給食費無償化に取り組みます」「高校生までの医療費完全無償化に取り組みます」とあります。辻きよと議員は町長の公約実現を迫りました。

辻・今年1月から3月まで学校給食費は無償になり、子ども達にも保護者にもたいへん喜ばれていました。しかし4月からは有料に戻され3年だけが無償に。佐賀県では4割の自治体で無償化が取り組まれ、東彼杵町も無償化を始めている。給食費の無償化を実行する気があるのか。

町長・担当部署に調査・検討させておきます。将来的な完全無償化に向けて、段階的に進めているところ」

